

# タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクの内部検査に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 B 編

## 改正事項

タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクの内部検査に関する事項

## 改正理由

IACS は IACS 統一規則 Z10.1, Z10.3 及び Z10.4 を制定し, 油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する就航後の検査の取り扱いについて規定している。同統一規則ではバラストタンクの塗装状態について, 優良でないと判定された場合には, 当該タンクの内部検査を毎年行うことが要求されているが, 本会は関連業界のコメント等を考慮した上で本要件を留保している。

その後, 2010 年 10 月開催の IMO 第 54 回船舶設計・設備小委員会 (DE54) において, 決議 A.744(18)の改正に関する審議が行われ, IACS 統一規則 Z10 シリーズと同様の取り扱い, すなわち, タンカーのバラストタンクの塗装状態が優良でないと判定された場合には, 当該タンクの内部検査を毎年行うことが合意された。

今般, 決議 A.744(18)の改正で上記の取り扱いが合意されたことを受け, IACS 統一規則 Z10 シリーズのバラストタンクの塗装状態に関する要件の留保を解除するとともに, 改正決議 A.744(18)並びに IACS 統一規則 Z10.1(Rev.14), Z10.3(Rev.8)及び Z10.4(Rev.5)に基づき, 関連規定を改めた。

## 改正内容

タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクの塗装状態が優良でないと判定された場合には, 当該タンクの内部検査を毎年行う必要がある旨明記した。